

日本体操学会役員選出規定

第1章 理事

第1条 理事の選出は、会員歴2年以上の正会員の無記名郵送投票によるものとする。

第2条 理事の選挙権・被選挙権は前年度までの会費を納入している会員であることを基礎条件とする。ただし団体正会員は選挙権を有するが被選挙権は有しない。

第3条 投票は10名連記とするが、10名未満でも受け付ける。

第4条 選挙は全国区とする。

第5条 選挙により選出される理事の定数は、別に定める地域別の地方選出理事16名、中央選出理事4名とする。

2 得票数上位より地方選出理事、中央選出理事の順に当選理事とする。

第2章 会長、副会長

第6条 理事選挙終了後、速やかに会長、副会長の選出を行う。

第7条 会長、副会長の選出は当選理事の推薦によるものとする。

第3章 推薦理事

第8条 会長選出終了後、会長に選出された者は、当選理事の意見を聞き、5名以内の理事を推薦する。

第4章 理事長、副理事長

第9条 理事長の選出は理事の互選とするものとする。

第10条 副理事長の選出は理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

第5章 常任理事

第11条 常任理事の選出は理事の互選によるものとする。

第12条 常任理事の定数には会長、副会長、理事長、副理事長の定数を含める。

第6章 監事

第13条 会長選出終了後、会長に選出された者は、当選理事の意見を聞き、監事2名を推薦する。

第7章 既定の改正

第14条 本規定の改正は、総会の議を経て行う。

附則

この規定は平成20年9月7日より施行する。